○経済産業省、国土交通省○厚生労働省、農林水産省、

生活衛生等関係行 政の機能 強 化 (T) ため の関係法律の整備に関する法律 (令和五年法律第三十六号) 及び生

活衛生等関係行政 の機能強化 のため の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過

措置に関する政令 (令和六年政令第百二号) の施行に伴い、 並びに独立行政法人水資源機構法施行令 (平成

る省令の一部を改正する省令を次のように定める。

十五

年政令第三百二十九号)

第五十五条第二項の規定に基づき、

独立行政法人水資源機構の業務運営に

関す

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

部を次の表のように改正する。

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年経済産業省、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年厚生労働省、 国土交通省 農林水産省、 令第三号)の一

#### 改 送

(中期計画の窓口申請等)

- 第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認 可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、 中期計画の最初の事業年支開站三十日前までに(幾構の最初の事 業年度の属する中期計画については、機構の式立後遅滞なく)、 農林水産大豆、経済産業大豆及び国土交通大豆に提出しなければ ならない。
- 2 機構は、通測法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変 更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びそ の理由を記載した申請書を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土 交通大臣に提出しなければならない。

(年度計画の記載事頃等)

## 迷 因 徐 ( 容 )

2 機構は、通測法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の 変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書 を農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣に提出しなけれ ばならない。

(業務実演等報告書)

# 

2 機構は、前頃に規定する報告書を農林水産大臣、経済産業大臣 及び国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をイ ンターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとす  $\mathcal{W}_{\circ}$ 

(情報通信の技術を利用する方法)

第六条 独立行政法人水資源機構法施行令(炊条において「機構法 一第六条 独立行政法人水資源機構法施行令(炊条において「機構法」

### 改 温

(中期計画の認可申請等)

- 第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認 可を受けようとするときは、当該中期計画を記載した申請書を、 中期計画の最初の事業年変開始三十日前までに(幾牌の最初の事 業年度の属する中期計画については、機構の式立後遅滞なく)、 厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大主及び国土交通大主に 提出しなければならない。
- 2 機構は、通測法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変 更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びそ の理由を記載した申請書を<u>写生労働大臣、</u>農林水産大臣、経済産 業大豆及び国土交通大豆に提出しなければならない。

(年度計画の記載事頃等)

## 涨 日 徐 ( 徐 )

2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画の 変更をしたときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書 を『星光側大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣 に提出しなければならない。

(業務実績等報告書)

# 涨 出 《 图 )

2 幾賭は、前頃に規定する報告書を<u>早生労働大王、</u>農林水産大王 、経済産業大豆及び国土交通大豆に提出したときは、速やかに、 当該親告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公 表するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。施行令」という。)第四条の農林水産省令・経済産業省令・国土

| • 1 | ( )

の (器)

(主務大臣)

、同表の下欄に掲げるものとする。表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ第七条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の

日攤兒	印旛沿開発施設	農林水産大
開災事		臣、 経済産
業		業大臣及び
		国土交通大
		田
利根導	(盤)	(釜)
水路建	秋ヶ瀬取水堰	経済産業大
設事業		臣及び国土
		交通大臣
	朝霞水路	国土交通大
		田
群馬用	群馬用水施設	農林水産大
水事業		臣及び国土
		交通大臣
(盤)	(智)	(盤)
民総導	房総導水路(両総用水共用施設に	農林水産大

産業省令・国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする施行令」という。)第四条の厚生労働省令・農林水産省令・経済

| • | | ( )

23 (器)

(主務大臣)

、同表の下欄に掲げるものとする。表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ第七条 機構法施行令第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の

日攤兒	印旛沼開発施設	厚生労働大
開災事		臣、農林水
業		産大臣及び
		経済産業大
		団
利根導	(盗)	(盤)
水路建	秋ヶ瀬取水堰	厚生労働大
設事業		国及び経済
		産業大臣
	<b> </b>	厚生労働大
		囲
群馬用	群馬用水施設	厚生労働大
水事業		臣及び農林
		水產大臣
(盤)	(逄)	(盤)
民総導	房総導水路(両総用水共用施設に	厚生労働大

設事業大路観	除く。) 房総導水路(両総用水共用施設を限る。)	公画大回
(盗)	(	(器)
水事業東総用	東総用水施設	交通大豆     豆 及 ジ 国 土    農 林 水 産 大
路改築朝霞水	朝霞水路	国土交通大
事業口二期	川の区間に限る。)埼玉合口二期施設(利根川水系星	交通大臣臣及び国土農林水産大
	川の区間を除く。)埼玉合口二期施設(利根川水系星	交通大豆   匠 及 ジ 園 土   農林 水 産 大
霞ヶ浦	<b>霞ヶ浦用水施設</b>	農林水産大

水路建	<b>麗</b> 伦。)	臣、農林水
設事業		産大臣及び
		経済産業大
		団
	房総導水路(両総用水共用施設を	厚生労働大
	<b>※</b> ✓°)	国及び経済
		産業大臣
(釜)	(雀)	(盤)
東総用	東総用水施設	厚生労働大
水事業		臣及び農林
		水產大臣
朝霞水	<b> </b>	厚生労働大
路投業		囲
事業		
埼玉台	埼玉合口二期施設(利根川水系星	厚生労働大
口门票	川の区間に限る。)	臣、農林水
事業		産大臣及び
		国土交通大
		怞
	埼玉合口二期施設(利根川水系星	厚生労働大
	川の区間を除く。)	国及び農林
		水産大臣
腹ヶ浦	<b>霞ヶ浦用水施設</b>	厚生労働大

用水事		臣、経済産	用水事		臣、農林水
無		業大臣及び	無		産大臣及び
		国土交通大			経済産業大
		囲			囲
(盗)	(鉴)	(鉴)	(쌀)	(盗)	(鉴)
日旛院	円旛沿開発施設	農林水産大	日旛沼	円旛沼開発植設	厚生労働大
開発搖		臣、経済産	開発描		□  □  ■
設緊急		業大臣及び	設緊急		産大臣及び
改築事		国土交通大	改築事		経済産業大
***		桕	**		桕
群馬用	群馬用水施設	農林水産大	群馬用	群馬用水施設	厚生労働大
水施設		臣及び国土	水施設		<u> </u>
緊急的		交通大臣	緊急改		水產大臣
紫華業			紫事業		
群馬用	群馬用水施設	農林水産大	群馬用	群馬用水施設	厚生労働大
水緊急		臣及び国土	水緊急		E 国及び 農林
改築事		交通大臣	改築事		水產大臣
業			無		
利根導	<u> </u>	(盎)	利根導	利根導水路大規模地震対策事業の	(盤)
水路大			水路大	対象である施設(利根大堰に限る	
規模地			規模地	<del>o</del> )	
震対策	埼玉合口二期施設(利根川水系星	農林水産大	震対策	利根導水路大規模地震対策事業の	厚生労働大
事業	川の区間に限る。)	臣及び国土	事業	対象である施設(埼玉合口ご期施	臣、農林水

		交通大臣		設(利根川水系星川の区間に限る	産大臣及び
				。) 7段6。)	国土交通大
					Ш
	埼玉合口二期施設(利根川水系星	農林水産大		利根導水路大規模地震対策事業の	厚生労働大
	三の区間を除く。)	臣及び国土		対象である施設(埼玉合口二期施	<u> </u>
		交通大臣		設(利根川水系星川の区間を除く	水產大臣
				。) <u> </u>	
	秋ヶ瀬取水堰	経済産業大		利根導水路大規模地震対策事業の	厚生労働大
		臣及び国土		対象である施設(秋ヶ瀬取水堰に	臣及び経済
		交通大臣		<b>嚴℃。</b> )	産業大臣
	<u> </u>	国土交通大		利根導水路大規模地震対策事業の	厚生労働大
		펨		対象である施設(朝霞水路に限る	团
				· )	
民総導	<b>房総導水路(両総用水共用施設を</b>	経済産業大	医総導	房総導水路(両総用水共用施設を	厚生労働大
大路挺	<b>坐</b> ✓° )	臣及び国土	大路插	<b>歩</b> √°)	国及び経済
設緊急		交通大臣	設緊急		産業大臣
改築事			改築事		
継			無		
(鉴)	(銓)	(盎)	(釜)	(を)	(鉴)
豊川田	豊川用水緊急改築施設	農林水産大	中川田	豊川用水緊急改築施設	厚生労働大
水施設		臣、 経済産	水施設		臣、農林水
緊急改		業大臣及び	緊急改		産大臣及び
紫事業		国土交通大	<del>然</del> 事業		経済産業大

		囲			囲
動三総	豊川総合用水施設	農林水産大	劃川総	豊川総合用水施設	厚生労
合用水		臣及び国土	合用水		国及び
事業		交通大臣	事業		水産大
豊川用	豊川用水二期事業の対象である施	農林水産大	曹川用	豊川用水ご期事業の対象である施	厚生労
水二類	設(指定工事(機構法施行令第三	臣、 経済産	水二颗	設(指定工事(機構法施行令第三	田、    「田、   「
事業	十四条第四項第二号に規定する指	業大臣及び	事業	十四条第四項第二号に規定する指	産大臣
	定工事をいう。以下この項におい	国土交通大		定工事をいう。以下この項におい	経済産
	て同じ。)に係るものを除く。)	田		て同じ。) に係るものを除く。)	田
	豊川用水二期施設(指定工事に係	農林水産大		豊川用水二期施設(指定工事に係	厚生労
	るものに限る。)	臣、 経済産		るものに限る。)	田、獸
		業大臣及び			産大臣
		国土交通大			経済産
		団			田
大曹川	木曽川用水施設	農林水産大	大曹川	木曽川用水施設	厚生労
総合田		臣、 経済産	総合用		四、獸
水事業		業大臣及び	水事業		産大臣
		国土交通大			凝液産
		阳			田
111個世	三重用水施設	農林水産大	111厘円	三重用水施設	厚生労
水事業		臣、経済産	水事業		田、転
		業大臣及び			産大臣
		国土交通大			経済産

		<del>III</del>
愛知用	愛知用水二期施設	農林水産大
水二期		田、頌符庫
事業		業大臣及び
		国土交通大
		囲
長良掌	長良導水施設	国土交通大
水事業		囲
<del>                                      </del>	木曽川用水施設	農林水産大
用水施		田、猫茶桶
設緊急		業大臣及び
改築事		国土交通大
**		囲
<del>                                      </del>	木曽川右岸施設	農林水産大
七亚摇		田、猫茶種
設緊急		業大臣及び
改築事		国土交通大
**		囲
<del>                                      </del>	木曽川右岸施設	農林水産大
七非緊		田、猫茶種
急改築		業大臣及び
₩₩		国土交通大
		田

1	1	1
		屈
<b>廖</b> 展用	愛知用水二期施設	厚生労働大
水二期		臣、農林水
事業		産大臣及び
		経済産業大
		田
長良掌	長良導水施設	厚生労働大
水事業		田
<del>                                      </del>	木曽川用水施設	厚生労働大
用水施		臣、農林水
設緊急		産大臣及び
改築事		経済産業大
**		囲
<del>                                      </del>	木曽川右岸施設	厚生労働大
右手插		臣、農林水
設緊急		産大臣及び
改築事		経済産業大
洲		囲
	木曽川右岸施設	厚生労働大
右手緊		臣、農林水
急投雞		産大臣及び
無無		経済産業大
		团

(釜)	(雀)	(鉴)	(盤)	(釜)	(雀)
正蓮寺	正蓮寺川分水施設	経済産業大	出連告	正蓮寺川分水施設	厚生光衡-
川利水		臣及び国土	川利水		田、経済
事業		交通大臣	事業		業大臣及
					国土交通-
					阳
	工業用水導水施設	経済産業大		工業用水導水施設	厚生労働-
		臣及び国土			国及び経
		交通大臣			産業大臣
室生ダ	<b>선瀬大路</b>	国土交通大	室生ダ	<b>於瀬水路</b>	厚生光阑-
ム建設		屈	ム建設		阳
事業			₩₩		
香川用	香川用水施設	農林水産大	権川用	香川用水施設	厚生労働-
水事業		田、海茶種	大事業		臣/ 農林-
		業大臣及び			產大臣及
		国土交通大			経済 産業
		屈			屈
高知分	高知分水施設	経済産業大	巵知分	高知分水施設	厚生労働-
水事業		臣及び国土	大事業		国及び経
		交通大臣			産業大臣
香川用	香川用水施設	農林水産大	権川用	香川用水施設	厚生光阑-
水施設		田、海茶種	水施設		臣、 農林-
緊急的		業大臣及び	緊急改		産大臣 <mark>及</mark> ;

紫華業		国土交通大
		囲
香川用	香川用水施設緊急対策事業の対象	農林水産大
水施設	である施設	田 <u>、                                    </u>
緊急対		業大臣及び
策事業		国土交通大
		田
(釜)	(釜)	(釜)
厄왡计	而筑平野用水施設	農林水産大
理用水		臣、 経済産
事業		業大臣及び
		国土交通大
		田
福岡掌	福岡導水猫設	国土交通大
水事業		田
(盗)	(釜)	(鉴)
厄梵斗	而筑平野用水施設	農林水産大
野用水		田、 経済産
11解事		業大臣及び
業		国土交通大
		囮
福岡掌	福岡導水施設地震対策事業の対象	国土交通大
水施設	である確認	펦

<#1/  241 \ \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \		H W
ν <sub>m</sub> — πτ		
₩ 三 田	香川用水施設緊急対策事業の対象	厚生労働大
水施設	である施設	臣、農林水
緊急対		産大臣及び
策事業		経済産業大
		囲
(鉴)	(隺)	(釜)
厄왡片	而筑平野用水施設	厚生労働大
野用水		臣、農林水
₩₩		産大臣及び
		経済産業大
		田
福国津	福岡導水施設	厚生労働大
水事業		田
(盤)	(隺)	(盤)
厄発片	<b>而筑平野用水施設</b>	厚生労働大
野用水		□、農林水
11 案 件		産大臣及び
**		経済産業大
		阳
福国津	福岡導水施設地震対策事業の対象	厚生労働大
水施設	である施設	田

策事業地震対			策 事業 地震対		
(隺)	(智)	(智)	(と)	(智)	(智)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。